

### 申請書等提出先

▶雇用保険適用事業所を単位とし、職場体験を実施した事業所を管轄するハローワークの所在する都道府県の（財）産業雇用安定センター地方第二事務所（事務所一覧表P14をご参照ください。）

### 申請書類

- 職場体験実施報告書兼職場体験受入助成金支給申請書（様式第3号）  
(助成金の支給申請書には対象労働者本人の記名・押印または署名が必要です。)
- 職場体験実施計画書（様式第2号）[産業雇用安定センターの押印のあるもの]（写）
- 対象労働者の出席状況が確認できる出席簿（写）
- その他支給要件を確認するに当たって中央職業能力開発協会会長が必要と認める書類

### 結果の通知

（財）産業雇用安定センターを経由して提出された申請書をもとに中央職業能力開発協会会長が支給または不支給を決定し、支給決定通知書または不支給決定通知書により通知します。

### ☞留意事項

- 職場体験受入助成金の支給を受け、当該職場体験後に常用雇用に移行した場合は、正規雇用奨励金（職場体験型）を除いて、他の雇入れ助成金は支給されません。

### ☞支給対象となる事業主の要件の詳細

- (1) 希望する職種等に係る求人の分野において、十分な技能・経験を有しない求職者であって、ハローワークにおいて、中小企業等人材確保コーディネーター等によるキャリア・コンサルティングを受けた結果を踏まえ、再就職の促進のために、職場体験を経ることが必要であると、ハローワークの長が認める者をハローワーク・産業雇用安定センターを通じて職場体験者として受入、所定の職場体験を実施した事業主であること。
- (2) 当該事業による職場体験の実施以前に、当該職場体験に係る対象者を雇用することを約している事業主以外の事業主であること。
- (3) 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- (4) 職場体験を開始した日の前日から起算して6か月前の日から、職場体験を終了した日までの間（以下「基準期間」という。）に、当該職場体験に係る事業所において雇用する雇用保険被保険者（ただし、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主の都合により解雇等（退職勧奨を含む。）をしたことがない事業主（天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）であること。
- (5) 基準期間に、当該職場体験に係る事業所において、特定受給資格者となる離職理由（次に掲げる離職理由を除く。）によりその雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）が3人を超えること。

かつ、当該職場体験開始日における被保険者数の6%に相当する数を超えて離職させた事業主以外の事業主であること。

- ① 雇用保険法施行規則第34条第4号に定める者となる離職理由
- ② 同令第35条第1号に定める離職理由（災害等によるものに限る。）
- ③ 同令第35条第7号に定める離職理由（同令第35条第1号に定める離職理由を除く。）
- ④ 同令第35条第7号の2に定める離職理由
- ⑤ 同令附則第3条に基づく特定受給資格者に関する暫定措置の対象となる雇用保険法第33条第1項の正当な理由

（6）職場体験を開始した日の前日から起算して、過去3年間において、当該職場体験に係る対象者を雇用したことがない事業主であること。

（7）職場体験を開始した日の前日から起算して1年前の日から当該職場体験開始の日の前日までの間ににおいて、当該職場体験に係る対象者（日雇労働者を除く。）を雇用していた事業主と、以下のいずれかに該当する場合その他の資本金、経済的・組織的関連性等からみて、新たに受け入れられたものとして助成金を支給するに当たって適当でないと判断される事業主以外の事業主であること。

- ① 受入れ日において当該職場体験に係る対象者を雇用していた事業主（又は受入れ事業主）の発行済株式の総数又は出資の総額に占める受入れ事業主（又は対象者を雇用していた事業主）の所有株式数又は出資の割合が50%を超えるものであること
- ② 取締役会の構成員について、次のいずれかに該当すること。
  - ・ 代表者が同一人物であること。
  - ・ 取締役を兼務している者がいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

（8）助成金の支給を行う際に、前々年度より前のいずれかの保険年度（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第2条第4項に規定する「保険年度」をいう。）に、職場体験を実施した事業所において労働保険料（同法第41条により徴収する権利が時効によって消滅しているものを除く。）を納入していない事業主以外の事業主であること。

（9）職場体験を開始した日の前日から起算して3年前の日から助成金の支給決定を行う日までの間ににおいて、不正行為により本来受けることのできない助成金及び雇用保険法第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金の不支給措置を受けたことがない事業主であること。

（10）労働関係法令の違反を行っていることにより、適正な雇用管理を行っていると認められないため、助成金を支給することが適切でない事業主以外の事業主であること。

# 正規雇用奨励金（職場体験型）

## ☞概要

職場体験受入助成金を受給した事業主が職場体験終了後、ハローワークの紹介により職場体験参加者を常用雇用として雇い入れ一定期間職場定着した場合、1人当たり最大100万円が支給されます。

## ☞支給対象となる事業主

この奨励金の支給対象となるには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 職場体験受入助成金を受給したことにより要件を確認された事業主であること。
- (2) 職場体験終了後、安定所の紹介により移行検討期間中（職場体験を終了した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの期間をいいます。）に職場体験参加者を常用雇用として雇い入れ、引き続き、6か月以上、雇用保険の一般被保険者として雇用する事業主であること。
- (3) 職場体験を開始した日の前日から起算して6か月前の日から、中央職業能力開発協会会長に対する当該奨励金の支給についての申請書を提出するまでの期間（以下「基準期間」といいます。）に、当該職場体験に係る事業所において雇用する雇用保険被保険者（ただし、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除きます。）を事業主の都合により解雇等（退職勧奨を含みます。）をしたことがない事業主（天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除きます。）であること。
- (4) 基準期間に、当該職場体験に係る事業所において、特定受給資格者となる離職理由（次に掲げる離職理由を除きます。）によりその雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除きます。）が3人を超えるかつ、当該職場体験開始日における被保険者数の6%に相当する数を超えて離職させた事業主以外の事業主であること。

## ☞支給対象期及び支給額

### 支給対象期

- 第1期 正規雇用基準日から、正規雇用基準日（※）から起算して6か月の日まで
- 第2期 正規雇用基準日から起算して6か月の日の翌日から、正規雇用基準日から起算して1年の日まで

※正規雇用基準日とは、職場体験終了後、常用雇用を開始した日をいいます。

### 支給額

- 第1期 50万円
- 第2期 50万円

## ☞申請手続

### 申請期限

対象者に係る支給対象期が経過するごとに、当該支給対象期の末日の翌日から起算して1か月以内

また、賃金締切日から1か月近く遅れて賃金支払日が設けられており、実際に支給申請のできる期間が極端に短くなる事業主であって、支給対象期の末日の翌日から1か月以内に賃金を支払ったものについては、当該賃金支払日後7日以内に申請することができます。

なお、天災その他支給申請期間内に奨励金の支給を申請しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後1か月以内にその理由を記した書面を添えて申請することができます。

### 申請書提出先

▶雇用保険適用事業所を単位とし、職場体験を実施した事業所を管轄するハローワークの所在する都道府県の（財）産業雇用安定センター地方第二事務所（事務所一覧表P14をご参照ください。）

- 正規雇用奨励金第1期支給申請書又は正規雇用奨励金第2期支給申請書（様式第9号）
- 対象労働者雇用状況等申立書（様式第10号）
- 雇用契約書又は雇入れ通知書（写）【常用雇用による雇入れに関するもの】
- 各支給対象期の最終日の属する月の出勤簿等（写）
- 各支給対象期の最終日の属する月の賃金が記載された賃金台帳（写）
- 対象者に係る職場体験受入助成金支給決定通知書（写）
- 必要に応じて支給申請書に添付又は提示を求める書類（タイムカード、労働者名簿等労働関係帳簿）

※対象労働者雇用状況等申立書は、第1期の申請時に提出してください。第2期の申請時に提出の必要はありません。

### 結果の通知

（財）産業雇用安定センターを経由して提出された申請書をもとに中央職業能力開発協会会長が支給または不支給を決定し、第1期及び第2期支給決定通知書、不支給決定通知書により通知します。

## ☞留意事項

- 正規雇用奨励金の支給を受けることができる場合には、同一の支給事由により、他の雇入れ助成金は支給されません。

# 職場体験参加者奨励金

## ☞概要

雇用保険を受給できない求職者が、ハローワークにおいてキャリア・コンサルティングを経た上で職場体験に参加し一定の要件を満たした場合に参加者へ直接支給されます。申請書の提出は実施事業主を通じて行い、支給金額は職場体験に参加した日数に応じて最大12万円が支給されます。

## ☞支給対象者となる者

この奨励金の支給対象となるには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 希望する職種等に係る求人の分野において、十分な技能・経験を有しない求職者であって、ハローワークにおいて、中小企業等人材確保コーディネーター等によるキャリア・コンサルティングを受けた結果を踏まえ、再就職の促進のために、職場体験を経ることが必要であると、ハローワークの長に認められた者で、本事業に係る職場体験にハローワークを通じて産業雇用安定センターに参加希望申込をした者であること。
- (2) 雇用保険を受給できない者であること。
- (3) 職場体験を開始した日の前日から起算して、過去3年間において当該事業主に雇用されたことがないこと。
- (4) 当該事業による職場体験の実施以前に、当該事業主に雇用されることを約していないこと。

## ☞支給額

職場体験参加者奨励金は職場体験に参加した日数に応じて以下の金額が参加者に支給されます。

職場体験実施日数	支給額
5日以上 8日以下	3万円
9日以上 12日以下	6万円
13日以上 16日以下	9万円
17日以上	12万円

## ☞申請手続

職場体験に参加し奨励金の支給を受けようとする参加者は、職場体験を終了後直ちに、職場体験参加者奨励金支給申請書及び委任状（以下「申請書類」といいます。）を記入の上、職場体験実施事業主へ提出します。

事業主は、職場体験を終了した日の翌日から起算して、1か月以内に、参加日等について誤りがないか確認し、確認印を押印した上で、職場体験受入助成金の支給申請に合わせて申請書類を提出します。